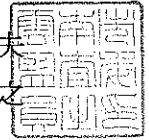


監 第 2 2 号

令和 元年 8 月 1 9 日

雲南市長 速水雄一様

雲南市監査委員 谷戸邦夫
雲南市監査委員 堀江治之



平成30年度雲南市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年7月29日付財政第66号で審査に付された事項について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成 30 年度

雲南市財政健全化審査意見書

雲南市監査委員

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
	(1) 算定対象会計	1
	(2) 健全化判断比率	2
	① 実質赤字比率	2
	② 連結実質赤字比率	3
	③ 実質公債費比率	3
	④ 将来負担比率	6
5	まとめ	8
6	審査意見	9

平成30年度 雲南市財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 平成30年度 健全化判断比率

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和元年8月5日から令和元年8月16日まで（12日間）

3. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を受け実施した。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

(1) 算定対象会計

普通会計	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	
	一般会計等に属する特別会計	農業労働災害共済事業特別会計 土地区画整理事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	公営企業	法適用					国民健康保険事業特別会計
							後期高齢者医療事業特別会計
							水道事業会計 工業用水道事業会計 病院事業会計
法非適用	生活排水処理事業特別会計						
一部事務組合		島根県市町村総合事務組合 島根県後期高齢者医療広域連合 雲南広域連合 雲南市・飯南町事務組合					
地方公社 第三セクター等		雲南市土地開発公社(債務保証法人) 島根県住宅供給公社(損失補償法人)					

(2) 健全化判断比率

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

健全化判断比率	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.6	20.0
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.6	30.0
③ 実質公債費比率	10.8	11.0	△0.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	94.7	91.3	3.4	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は、10.8％で、前年度に比べ0.2ポイント改善している。なお、早期健全化基準（25.0％）、財政再生基準（35.0％）を下回っている。

将来負担比率は、94.7％で、前年度に比べ3.4ポイント増加している。なお、早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

本市の比率は、いずれも財政の健全段階の範囲である。

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準 12.6% (団体・年度ごとに算定) ・ 財政再生基準 20.0%

本市の一般会計等の実質収支額は 303,267 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

一般会計等の実質収支額の状況

(単位：千円、％)

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
一般会計	302,860	376,287	△73,427	△19.5
農業労働災害共済事業特別会計	14	14	0	0.0
土地区画整理事業特別会計	393	385	8	2.1
合計	303,267	376,686	△73,419	△19.5

標準財政規模の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	4,917,626	4,856,415	61,211	1.3
普通交付税額	11,874,452	12,300,970	△426,518	△3.5
臨時財政対策債	686,814	720,420	△33,606	△4.7
合計（標準財政規模）	17,478,892	17,877,805	△398,913	△2.2

標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債の合計額）は 17,478,892 千円で、前年度に比べ 398,913 千円（2.2%）の減少となっている。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 早期健全化基準 17.6%
- (団体・年度ごとに算定)
- ・ 財政再生基準 30.0%

連結実質収支額は 3,684,933 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
一般会計等	303,267	376,686	△73,419	△19.5
国民健康保険事業特別会計	78,387	94,105	△15,718	△16.7
後期高齢者医療事業特別会計	6,860	7,910	△1,050	△13.3
水道事業会計	1,683,761	1,552,871	130,890	8.4
工業用水道事業会計	155,980	170,397	△14,417	△8.5
病院事業会計	1,452,508	1,428,426	24,082	1.7
生活排水処理事業特別会計	4,170	7,487	△3,317	△44.3
合計	3,684,933	3,637,882	47,051	1.3

③ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式により 3 ヶ年平均で算出する。

- ・ 早期健全化基準 25.0%
- ・ 財政再生基準 35.0%

元利償還金 A+準元利償還金 B -

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(特定財源 C+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D)}}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減
実質公債費比率 (3 カ年平均)	10.8	11.0	△0.2

3 カ年平均の実質公債費比率は 10.8% で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善しており、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。また、単年度で比較してみると、当年度は 11.1% で、前年度に比べ 0.5 ポイント増加している。

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円、%)

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
A	元 利 償 還 金	3,991,907	4,081,165	4,225,950
B	準 元 利 償 還 金	2,041,621	2,105,398	2,098,403
C	特 定 財 源	56,640	111,405	114,396
D	元利償還金等に係る基準財政 需 要 額 算 入 額	4,526,820	4,668,623	4,744,593
分子合計 (A+B) - (C+D)		1,450,068	1,406,535	1,465,364
E	標 準 財 政 規 模	17,478,892	17,877,805	18,479,257
D	元利償還金等に係る基準財政 需 要 額 算 入 額	4,526,820	4,668,623	4,744,593
分母合計 (E-D)		12,952,072	13,209,182	13,734,664
実質公債費比率 (単年度)		11.1	10.6	10.6

(ア)元利償還金、準元利償還金の状況について

元利償還金及び準元利償還金は 6,033,528 千円で、前年度に比べ 153,035 千円 (2.5%) の減少となっている。これは、これまでの計画的な繰上償還の実施により元利償還金が減少したことによるものである。

元利償還金、準元利償還金の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
元利償還金（一般会計等）(※1)	3,991,907	4,081,165	△89,258	△2.2
準元利償還金 (※2)	2,041,621	2,105,398	△63,777	△3.0
水道事業会計	329,040	324,552	4,488	1.4
工業用水道事業会計	0	0	0	—
病院事業会計	210,807	194,583	16,224	8.3
生活排水処理事業特別会計	1,368,215	1,392,981	△24,766	△1.8
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	1,719	523	1,196	228.7
一部事務組合	128,489	189,204	△60,715	△32.1
公債費に準ずる債務負担行為額	3,351	3,555	△204	△5.7
合 計	6,033,528	6,186,563	△153,035	△2.5

※1 元利償還金は、一般会計などの公債費である。

※2 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

(イ)特定財源の状況について

元利償還金から控除される特定財源は56,640千円で、前年度に比べ54,765千円(49.2%)の減少となっている。これは、公営住宅使用料のうち公債費への充当可能額が減少したことによるものである。

特定財源の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	10,000	10,000	0	0
公 営 住 宅 使 用 料	44,556	99,320	△54,764	△55.1
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	0	0	0	—
そ の 他	2,084	2,085	△1	△0.0
合 計	56,640	111,405	△54,765	△49.2

※特定財源は公債費に充当されているものである。

(ウ)元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は4,526,820千円で、前年度に比べ141,803千円(3.0%)の減少となっている。これは主として、事業費補正として算入されていた過年度償還分の算入終了による結果である。

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (※1)	970,485	1,104,300	△133,815	△12.1
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (※2)	3,372,228	3,382,901	△10,673	△0.3
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (※3)	184,107	181,422	2,685	1.5
合 計	4,526,820	4,668,623	△141,803	△3.0

※1 道路橋りょう費や下水道費の市債償還金が主なものである。

※2 過疎債、合併特例債償還金を含むものである。

※3 病院事業債償還金などである。

④将来負担比率

一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

・早期健全化基準	350.0%
・財政再生基準	—%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源 (基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減
将来負担比率 (A-B/C-D)	94.7	91.3	3.4

将来負担比率算定の内訳

(単位：千円、%)

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
A	将来負担額	62,754,542	63,079,412	△324,870	△0.5
B	充当可能な財源	50,482,036	51,009,995	△527,959	△1.0
分子 計 (A-B)		12,272,506	12,069,417	203,089	1.7
C	標準財政規模	17,478,892	17,877,805	△398,913	△2.2
D	元利償還金等に係る基準 財政需要額算入額	4,526,820	4,668,623	△141,803	△3.0
分母 計 (C-D)		12,952,072	13,209,182	△257,110	△1.9

平成 30 年度の将来負担比率は 94.7%で、前年度に比べると 3.4 ポイント増加となっている。これは分母となる標準財政規模（普通交付税額が 426,518 千円減、臨時財政対策債が 33,606 千円減、標準税収入額等が 61,211 千円増）が減少したためである。

当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

(ア) 将来負担額の状況について

将来負担額は 62,754,542 千円で、前年度に比べ 324,870 千円（0.5%）の減少となっている。これは主に、公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものである。

将来負担額の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
地方債の現在高	34,345,113	33,680,603	664,510	2.0
債務負担行為に基づく支出予定額	5,084	7,415	△2,331	△31.4
公営企業債等繰入見込額	22,608,471	23,399,799	△791,328	△3.4
組合等への負担等見込額	1,066,382	1,234,011	△167,629	△13.6
退職手当負担見込額	4,722,221	4,749,616	△27,395	△0.6
設立法人の負債額等負担見込額	7,271	7,968	△697	△8.7
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	62,754,542	63,079,412	△324,870	△0.5

(イ) 充当可能な財源の状況について

充当可能な財源は 50,482,036 千円で、前年度に比べると 527,959 千円 (1.0%) 減少している。これは主として、基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものである。

充当可能財源等の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (※1)	7,793,217	7,916,365	△123,148	△1.6
充当可能な特定歳入 (※2)	259,052	302,878	△43,826	△14.5
うち都市計画税	0	0	0	—
基準財政需要額算入見込額 (※3)	42,429,767	42,790,752	△360,985	△0.8
合 計	50,482,036	51,009,995	△527,959	△1.0

※1 地方自治法第 241 条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

※2 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

※3 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

5. まとめ

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 303,267 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

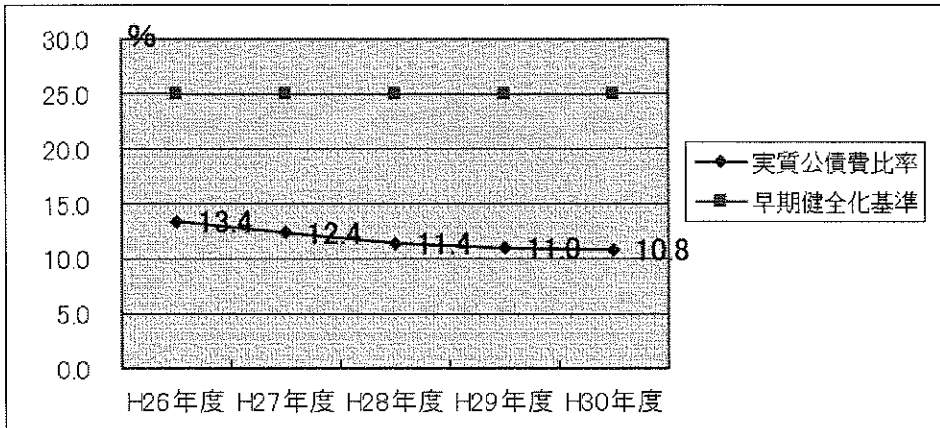
本市の連結実質収支額の合計は 3,684,933 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり、健全段階の範囲となっている。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、単年度では 11.1% で、前年度に比べ 0.5 ポイントの増加、3 ヶ年平均では 10.8% で、前年度に比べ 0.2 ポイントの改善となり、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

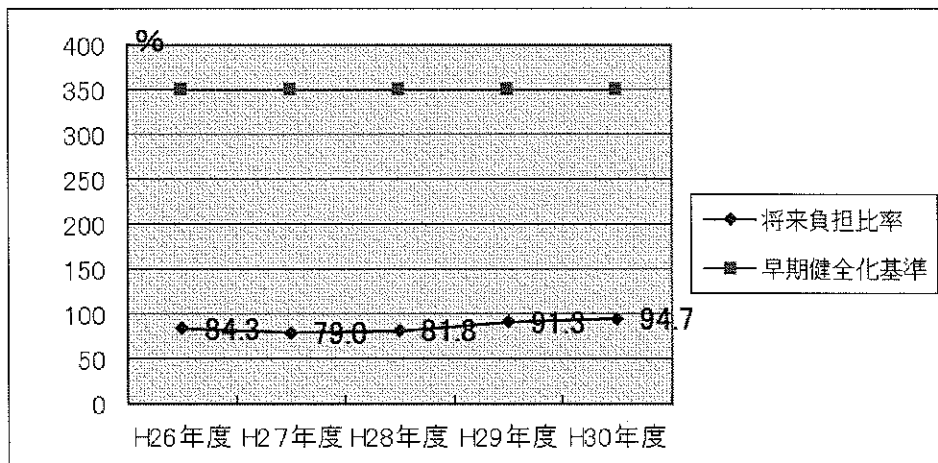
実質公債費比率の推移 (数値は3カ年平均値)



(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 94.7%で、前年度に比べ 3.4 ポイント増加しているものの、早期健全化基準 (350.0) を下回った数値となっている。

将来負担比率の推移



6. 審査意見

財政の健全化判断を示すいずれの比率についても、健全な段階の範囲となっており、特に指摘すべき事項はない。実質公債費比率は3カ年平均で算出されるため、来年度は上がることが予想される。引き続き中期財政計画及び公債費負担適正化計画に基づき対処されたい。

